

指名停止業者

商号	所在地	指名停止期間	指名停止理由
日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3-1	令和8年3月16日から 令和8年5月15日まで (2か月)	<p>日本郵便株式会社は、一般貨物自動車運送事業の運営について、貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に違反する事実が確認されたとして、令和7年6月25日、国土交通省から一般貨物自動車運送事業の許可を取り消され、また、貨物軽自動車運送事業に係る点呼不適切事案に関して、国土交通省の監査により違反事実が確認され、令和7年10月1日から順次、車両停止処分を受けた営業所は1,862箇所にとんだ(令和8年2月10日処分通知終了)。</p> <p>このことは、高松市指名停止等措置要綱別表措置要件第26号(不正又は不誠実な行為)に該当する。</p>